

中央会の主な事業等活動予定（5月）

平成31年4月16日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
5/15	水	監事会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室	総務部 ☎043・306・3281
5/28	火	令和元年度 第1回正副会長会議 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/28	火	令和元年度 第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 中小企業連携組織対策事業			
5/9	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県貿易（協）	工業連携支援部 ☎043・306・2427
5/12・19	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県医薬品小売商業組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
5/15	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
5/22	水	連携組織活性化研究会 対象：八街駅南口商店街（振興）	商業連携支援部 ☎043・306・3284
5/24	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県貿易（協）	工業連携支援部 ☎043・306・2427
■ 団体等運営支援事業			
5/13	月	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 広報委員会	経営支援部 ☎043・306・3282
5/13	月	千葉県商店街連合会 第47回 通常総会	商業連携支援部 ☎043・306・3284
5/13	月	千葉県商店街振興組合連合会 第36回 通常総会	
5/22	水	千葉県異業種交流融合化協議会 第47回 通常総会	工業連携支援部 ☎043・306・2427
5/29	水	千葉県中小企業団体レディース中央会 監事会・令和元年度第1回役員会	商業連携支援部 ☎043・306・3284



千葉県中小企業団体中央会

第63回通常総会 開催のお知らせ

令和元年 6月25日（火） 15:30～
会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆様が一堂に会し、本会の平成30年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。また、新元号の「令和」を迎え、心機一転の気持ちを含めた総会にしたいと思っております。

これからも皆様の中央会として、中小企業組合のさらなる可能性を追求し、経営戦略としての組合運営はもちろんのこと、時代の要請に応える組合のあり方にも目を向けながら、多種多様な連携支援の取り組みを推進して参ります。

時節柄何かとご多用のこととは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成30年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県自動車車体整備協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	長嶺 隆路	住所	佐倉市宮本字手洗199
	設立	昭和58年3月	業種	自動車整備業
	組合員	121人		
テーマ	今求められる労務管理の基礎知識			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel. 043-306-2427)			
専門家	社会保険労務士法人 ハーモニー 山崎裕樹 (特定社会保険労務士)			

講習会開催

働き方改革関連法案の施行を2019年4月に迎え、いよいよ労務管理の整備が待ったなしの状態です。コンプライアンス遵守に及び腰だった中小企業ですら、主に次のような要因で懸命に取り組まざるをえなくなりました。まずは労働者数の変化の問題。総務省の統計資料上、日本の人口は2010年を境に減少傾向となります。2010年には63.8%だった生産年齢人口割合が、2060年頃に50.9%。高齢化率は、2010年に23%だった数字が39.9%になると予想されています。つまり、働く労働者総数は減少し、その中に占める高齢者の割合は増えます。これまでの、フルタイム労働者を中心とした仕事のスタイル、労務管理手法にも変化が求められると言えます。続いて、労働に対する意識の変化。今までは問題視されるのがあまりなかったような、曖昧な労働条件や職場の問題に對し、はつきりと不満を申し出る労働者が増えてきました。結果として労務トラブルも増加の傾向です。厚生労働省が毎年6月に公

表している「個別労働紛争解決制度の施行状況」の統計によりますと、直近の10年間は毎年相談件数が100万件を超えています。民事上の個別労働紛争で多いのが、いじめ・嫌がらせ。ここ10年で右肩上がりとなっています。労働環境の改善が進まないことや人間関係の複雑化が原因の1つかと思われまます。以上の要因から、適正な労務管理が安定的な企業経営に益々欠かせなくなっています。では、中小企業における労務管理について、具体的にどんな対応が必要で、どこから手をつけていけばよいのでしょうか。その回答のヒントになればと思います、今回、『労務管理の基礎知識』と題してお話をいたしました。前半①は就業規則の見直し、後半②は実務対応がテーマです。ポイントをピックアップし、ご紹介します。

事業の活動内容①

① 労務トラブル防止に対応した就業規則の見直し例

就業規則は労務トラブル防止に必要になります。入社から退社まで、それぞれの場面で、問題になりやすい点をまとめてみました。

入社時のトラブル防止対応。まず入社時に提出すべき書類の確認です。資格を使って仕事をしてもらうのであれば、その資格証明書、車を使って仕事をしてもらうならば、免許証などは手間を惜しまず確認してください。職務経歴書の記載内容や面接の言動等で少し気になる方がいれば、前職で発行する退職証明書を取ってもらい、退職理由などを確認する会社もあります。続いて試用期間中の能力不足対応です。試用期間は、会社も社員もお見合いのようにお互いをよく知る期間となります。就業規則で本採用基準を明確に定め、よく見定めてください。もし、当初の期間で判断できない場合、試用期間を延長する事も選択肢の1つです。

最近、特に相談が多いのが、ハラスメント・メンタル不調対応です。順にご説明します。まずはハラスメント対応です。今、最も対応が難しいのはパワーハラスメントです。厚生労働省はパワーハラスメント6類型を示し、事例を紹介して防止を促していますが、そもそも当該行為が違法性のあるものなのか、その判断自体、難しいものです。次にメンタル不調者への対応。

ポイントは、休職を繰り返す社員対応です。復職後、しばらく就業できても、再び休みがちになることがあります。復職後、短時間で再発した際には、前回の休職期間の残日数の範囲で、再休職とします。そのことを就業規則に定めておきましょう。復職の判断基準が曖昧で困ることも多いです。就業規則には条件を明確に定めておきましょう。例えば、単独で通勤できる、所定労働時間中は居眠り等なく最後まで就業できる等です。内容を復職前に本人と確認しておくことで、復職後に問題が生じて、対応がしやすく、現場の混乱を防げます。

退職時のトラブル防止対応。

退職届の提出ルールを定めているかを確認します。まず時期の問題。退職日の直前に辞めるといわれても後任探しができず困ります。1ヶ月前の申出を明記しておきます。後で言った言わないのトラブルを防ぐため、退職届の提出をお勧めしています。最近では、退職の申出が金曜日になされたものの、土日に家族に反対され、週明けに退職を撤回するような事例がありました。退職届を受け取ったら、

速やかに文書・メール等で受領した事実を残すなどし、適切に承認プロセスをたどるよう、現場の上長に徹底していただいで下さい。

近時の法改正等に対応した就業規則の見直し例

仕事と育児・介護を両立させるべく、2017年1月、10月に相次いで、改正された育児介護休業法が施行されました。育児休業者は、最長でお子さんが2歳まで、育児休業期間の延長が可能となりました。また介護休業は対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日を分割して取得ができるようになりました。所定労働時間の短縮措置は介護休業とは別に適用開始から3年の間で2回以上の利用が可能に、さらに所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求できる権利が新設されました。両立支援制度は今後もさらに拡充されるでしょう。

事業の活動内容②

② 労務トラブル防止に対応した
労務管理・実務ポイント

◆問題社員対応

一部の社員の問題行動は、組織の輪を乱すのももちろん、他の社

員のモチベーションを下げるリスクがあります。また、問題社員をそのまま放置すれば、経営層に対する信頼感も著しく損なわれます。小さなことから実践していくことを提案します。例えば業務命令違反があったら、違反である旨を伝え、その都度、書面に残すようにしましょう。当事者との面談時には本人の言い分も書かせたうえで、その問題行動の改善策を、自ら具体的に挙げてもらうのがよいです。本人が、その指導すら無視する場合もあります。その時は、指導票に次のような記録を残して下さい。【指導したが、本人はその事実を認めず、改善行動もない】問題行動が再三、繰り返され、懲戒処分を検討し及ぶ際には、第三者の目を意識して下さい。残された書面、積み重ねた指導の事実

は大事です。処分のプロセスにおける客観性をどう担保するか、問題社員対応の重要なポイントです。

◆労働条件通知書（雇用契約書）

労働者が自分の労働条件を改めて確認できる書類であり、労務トラブルになってしまった場合には、この書類の内容が第三者の目に触れることとなります。項目の有無

からチェックし、内容を十分に確かめて作成しましょう。有期契約労働者の場合には、更新の有無や更新条件は必須です。パートタイム労働者であれば、昇給・賞与・退職金の有無、相談窓口の記載が必要になります。

最近では、特に固定残業手当を定める会社への指導が増えていきます。採用の際、ハローワークに求人票を出す会社もあるでしょう。その際、若者雇用促進法や職業安定法に則り、記載項目が細かく指定されるようになりました。その手当には残業何時間分の割増賃金が含まれているか、その時間を超過した場合、差額精算は行われるのか、明確に示さなければなりません。

当組合会員の学び／今後の課題

少なくとも1年に1回、就業規則等のチェックをお願いします。労務トラブルが起きる前に事前予防できるのが手間・時間・費用の面からもベストです。法改正・コンプライアンス情報を適宜確認の上、自社に合わせた実務対応までつなげていく。本研修がそのようなお手伝いになれば、幸いです。
(特定社会保険労務士 山崎裕樹)

テーマ 青年部・女性部による活性化

2020年東京オリパラに向けてのおもてなし推進

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合

青年部、女性部ともに商品開発による千葉県の特徴を活かしたおもてなし向上に取り組んでいる。その結果、女性部は一定の評価を得た。こうした実績が2020年のオリパラでの宿泊客の増加とおもてなしの意識向上に繋がると期待される。

背景と目的

青年部は、満20歳以上45歳未満の組合員が旅館業界の発展向上を図るために調査研究を行い、事業執行の推進力と業界を担う経営者の自覚を滋養し、清新の気を注入する事を目的に設置した。

取組みと手法の内容

青年部は、旅館業界に関する各種調査研究を行っている。また、千葉県の特徴を活かした「おもてなし」の向上を図るために、組合独自の味付けとする調味料を日本

食研と共同で開発を行い、県産の塩ひじきなどを使った高級ふりかけ「房州男児」を株式会社やますと共同開発をして、旅館・ホテルでお茶漬けでの提供を行うとともに、お土産としての販売も行っている。

女性部は、「千葉県菜の花女将会」という名称を掲げ活動を行っている。バリアフリーをテーマにした勉強会を開催し、バリアフリー化の促進を行うとともに実際に車いすを体験する等、利用者の立場に立つて施設やサービスの在り方について考える取組みを継続的に行うことで、「おもてなし」の向上を図っている。また、千葉の宿の女将が選んだ美味しい水「おもてなしWater」の商品企画を行い、現在、当商品は主要な45の組合員宿泊施設において取り扱われている。

昨今の訪日外国人旅行者の増加等もあり千葉県の宿泊客数および外国人延べ宿泊客数は千葉県の計

画以上の実績をあげている。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催においては宿泊客のさらなる増加が見込まれるため、組合員の規模や目的、準備状況等千差万別ではあるが、当組合として組合員をまとめあげ準備を行う必要があると考えている。

成果とその要因

青年部は、組合独自の商品開発により、千葉県の特徴を活かした「おもてなし」の向上策として、当組合及び組合員の宿泊施設における組合独自化に結び付けるようにしている。

女性部は、「おもてなし」の向上とともに、「人に優しい地域の宿づくり賞」を3度受賞している。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人等多くの宿泊客を受け入れるためにも組合員が一致団結を図る活動による準備を進めている。



青年部・女将の会によるおもてなし研修会

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合

住所：〒260-0015
千葉県千葉市中央区
富士見2-3-1
塚本大千葉ビル2階

設立：昭和33年3月
出資金：5,111千円
電話：043-222-6590

URL <https://www.yado.or.jp>

業種：宿泊業
組合員：340人

組合 Q & A

法人役員の組合理事が同一法人の他の役員と組合理事を交替することについて

Q II 組合員たる法人の役員が、当該組合の理事に選任されていたところ、法人の経営する業務に携わる他の役員に理事を交替する必要があるが生じたが、何ら手続きを経ずしてそのまま理事を交替することができるか。

「A」理事の選任は、中協法第35条の規定により、必ず総会において選挙又は選任しなければならぬから、それによらない理事の交替ということは、法律に違反する。理事というものは、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契約による、公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するのである。したがって、理事が、組合員たる同一法人の他の役員と交替するということは、理事本来の趣旨からいってもできないことである。

協同組合に会長制を設けることのは非

Q II 事業協同組合において、過去

に理事長の職にあった者のうちから会長を選任し、代表理事の権限の若干を行わせる会長制を設けたことの相談があったが、これは可能か。

「A」ご照会の会長の身分あるいは職務権限の詳細が不明であるが、そのような会長は対外的には少なくとも表見代表とみなされ、また、一般的には組合の管理面において理事長との権限の分担等が複雑になり内部の統一が損なわれるおそれがある。

したがって、ご照会のような会長制を設けることは、法的には不可能ではないが、運営上好ましくなく、理事又は顧問として協力を得るのが適当である。

しかしながら、中協法においてこれを禁止する規定はないので、会長制を設けることが組合の実体からみて運営上最良の方法であれば、これを設けることも妥当と思料するが、その適否は実体から判断すべきものであるので所管行政庁とも協議のうえ判断するのが適当と考える。

指名推選における選考委員の資格について

Q II 指名推選制の選考委員は、組

合員でなければならぬか。又は、員外役員あるいはその他の非組合員でも差し支えないか。

「A」選考委員は、組合の性格からして組合員の中から選ぶのが適当と考えるが、組合員以外から選任しても違法ではないので、特別の事情があるときは組合員以外より選ぶこともやむを得ないであろう。

中小企業組合質疑応答集
(全国中小企業団体中央会編) より転載

組合士検定にチャレンジ!!

◎記述問題からの出題◎

【問】「組合は、特定の政党のために利用してはならない」ということについて説明せよ。

《解答》組合は経済団体であって政治団体ではない。この基本的性格を逸脱して組合が政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、当然禁止されるべきである。なお、組合の健全な発展のための国会等への建議等の政治活動まで禁止しているわけではない。

◎政治的中立の保持について

統一地方選挙が始まりました。上段の「組合士検定にチャレンジ」の《解答》にもあるとおり、組合は政治的中立の保持に関する法の趣旨を尊重し、その遵守を徹底しなければなりません。

組合法第5条第3項、団体法第7条第3項、商振法第4条第3項で「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」と定められております。中小企業が共同事業を行うための組合が、その目的を逸脱して、特定の公職選挙の候補者を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を決議することはできませんのでご注意ください。

【お詫びと訂正】

本誌4月号14頁、中央会だより「平成31年度中央会の事務局体制」の記事中、2段目・10列目、「事務局次長兼経営支援部長」とあるのは、「事務局次長兼経営支援部部長」の誤りでした。

同記事の2段目・15列目、「工業連携支援部主管」とあるのは、「工業連携支援部主幹」の誤りでした。

同記事の4段目・5列目、「商業連携支援部主」とあるのは、「商業連携支援部主幹」の誤りでした。また、続く6列目に「工業連携支援部主」とあるのは、「工業連携支援部主事」の誤りです。

関係者の皆様にお詫びして訂正いたします。

テーマ

ロボットシステムインテグレーター事業への本格参入による製造現場の生産性向上支援

千葉鉄工業団地協同組合 組合員企業

株式会社ライノックス

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のしきりとは？

当社は1981年創業の産業用ロボット及び周辺装置、ポジショナー、自動化生産ラインの

設計、製造を行うメーカーである。特に大型ポジショナー（加工する部材を反転したり、位置決めする装置）の開発に強みを持ち、大型溶接物を3次元方向に位置決めできるポジショナーをコアビジネスとしている。また、ポジショナーを核に、ロボット本体と周辺機器を組み合わせた大型溶接ロボットシステムを提供している。

テーマは？

1. テーマ

『ロボットシステムインテグレーター事業への本格参入による製造現場の生産性向上支援』

2. 計画期間

▽平成29年7月～令和3年3月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●現在の課題

（1）製造業が抱える課題

大手企業に限らず中小企業の製造現場の課題として、人手不足が挙げられる。対策としてロボットの導入が有効だが、ロボットは、単体では機能せず、周辺機器とソフトをシステム化して一緒に導入して初めて機能する。ロボット

の有効性を期待してロボットを導入しても、自社でロボットを動かすソフトを作ることができないために、ロボット本来の能力の一部分しか発揮できていない企業も多くある。

ロボットを有効に活用するためには、製造現場ごとの固有の課題を理解し、その課題を解決するために、ロボット本体と周辺機器、ソフトを一体化した最適な「システム」として導入を促進する役割（者）が必要である。しかし、ロボットメーカーは数多くあっても、ロボットシステムインテグレーターは数少ないのが現実であり、ものづくり企業の現場にロボットが波及しない大きな理由となっている。そのため人手不足を解決できず、ものづくり企業の製造現場の生産性が向上しない。

（2）当社の従来 of 取り組みに関する課題

当社内部の課題として、顧客が建設機械分野に集中していることが挙げられる。建設機械分野以外の成長産業向けロボットを手掛けることで技術力を伸ばしたいと考えているが、機会が少ない。仮に、機会があったとしても、当社が開発した世界最大のロボット本体やポジショナーを加工するための工作機械の加工能力に限

度があり、建設機械分野以外へのチャレンジをしたくてもできていない。

●新たな取り組みの概要

そこで当社は、ロボットシステムインテグレーター事業を本格的に立ち上げることとした。

当社の提案

◎ロボット導入に関するハードルを解決し、製造現場へのロボット導入を促進することと、人手不足を解決する。

- ①ロボットの知識を啓発。
 - ②ロボットで作業するイメージを啓発。
 - ③ロボット導入による効率向上を提案。
 - ④ロボットの良さを実感してもらう。
- ◎ロボットの性能を最大限に発揮できるようにする。

◎大型機械を製造する現場で、ロボットを使えるように必要なサポートを行う。

具体的には、

ロボット未導入の企業にその有効性、生産性向上のロボットシステムの提供を行う。また、導入済み企業に対しては、能力度発揮の調査、パフォーマンスを最大に発揮できるシステム提案を実施する。

併せて、脚立や足場に乗って作業し、疲労や安全性、作業効率に課題がある溶接作業を、マニュアル操作で溶接位置に近づける駆動式作業デッキも開発する。

また、ロボット本体やポジションナーを製造する能力を高める、内製化を進める等のため、5

面加工機等工作機械の導入や新たな分野の顧客管理・原価計算システムの導入を図っていく。

事業展開は？

建設機械分野以外で具体的な引き合いがあるのは、①木材加工ロボット、②乗用車塗装ロボット、③熱処理炉へのコイルハンドリングロボット、④新幹線車両の塗装ロボット等である。これらの分野に対し、ロボットをシステムとして販売することから本事業を始める（地域の有力な機械商社と提携し、市場開拓を行う）。

また、本事業を進めるに当たり、顧客管理並びに原価管理の効率化と高速化を実現するため、旧来の管理システムを外部に委託して更新する。これにより、顧客の要望するロボットシステムを統計化し、過去に提案した資料や製作した案件の照合自動化が可能となるため、提案能力の向上につながるとともに、提案までのリードタイムを短縮することができる。また、本件に係るシステム面、ロボット等についても特許出願を視野に入れていく。

総じて、当社の技術をステップアップさせることで、日本全国の中小製造業者がロボットをシステムとして導入しやすい環境を整えていく。日本の製造業に対して、ロボットによる生産革命を導くとともにグローバルなシステムインテグレーターになることが当社の目標である。

社長さんの一言

日々、仕事に忙殺され、将来図を検討する

余裕がない状態を打開するために、計画と実行を決める上で経営革新計画を申請して目標と期限を定めることにした。

システムインテグレーター事業を本格的に立ち上げるための計画と実行を具体的に推進するための目標は、内製化を推進し、コストの削減と製造技術の向上を図ることとし、それを達成するための計画と実行プランとして、初年度には念願だった5面加工機の導入、3年目にはNC旋盤とマシニングセンターを導入した。同時に、職場環境を改善し、従業員のモチベーションを上げるために工場照明のLED化や駐車場の整備等も行った。

その結果、売上高、営業利益ともに過去最高を更新、社内の雰囲気もかつてないほど良好なものになっていると感じている。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎043-3306-3282

企業プロフィール

- 【団体名】 千葉鉄工業団地（協）
- 【企業名】 株式会社ラインワークス
- 【代表者】 田村 修二
- 【所在地】 千葉市花見川区千種町53
- 【電話番号】 043-250-0165
- 【従業員数】 44名
- 【資本金】 1億円
- 【業種】 その他の生産用機械・同部分品製造業
- 【URL】 <http://lineworks.info/>
- 【承認年月日】 平成29年6月30日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成31年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は11から8に減少。「減少した」業種は5のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から11に増加。「減少した」業種は14から6に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から4に増加。「悪化した」業種は10のまま変化なし。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は6から5に減少。「減少した」業種は8から3に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から5に減少。「減少した」業種は11から12に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は3から2に減少。「悪化した」業種は11から10に減少。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造

【県内全域】

輸入小麦の政府売渡の改定があり、平成31年4月期より5銘柄の加重平均で1トン当たり、54,630円となり、平成30年10月期と比較して、17%の引下げとなった。

■酒類製造

【県内全域】

2月分の日本酒の出荷量は、前年とほぼ同様となる見込みである。

■製材

【木更津】

ロシア及びアメリカからの材木の船の入港がないため、在庫数量は引き続き減少している。

■印刷

【県内全域】

再度、印刷用紙メーカーから印刷紙の値上げ要請があった。

■電気鍍金

【県内全域】

取扱いい品目により、業績の良い会社と悪い会社が併存している。

■鉄工

【千葉】

受注は芳しくない状況が続いている。米中間の貿易摩擦の影響で輸出関連の業種では減速傾向が続いている。一方、内需関連は比較的堅調な動きが見られるが人手不足により生産を調整せざるを得ない。

い組合員企業が見受けられる。

■機械部品製造

【野田】

例年に比べて動きが悪くなっているとともに、人材不足が続いている。

■機械部品製造

【流山】

年度末に向けての在庫調整等もあるが、売り上げは安定しているようである。また、電気料金の燃料調整費の値上がりが続き、電気料金が値上がりし、負担がかかっている。

■機械部品製造

【柏】

2月から4月において、半導体関連部品は得意先が在庫調整のため、受注が減少している。

■金属製品製造

【船橋】

中国経済の減速影響が懸念されるが、直接の影響は出てきていない。

■採石

【県内全域】

今月の出荷量は落ち込みが激しく、先月の出荷量の24.5%となり、3月までの出荷量は前年比の34.2%となり、依然として厳しい状況にある。

非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

「業務用海苔卸」昨年秋からの

天候異常により、海苔の収穫量減少。産地価格、業者間価格ともに上昇しており、仕入れ量の確保ができない。また、卸価格への転嫁が十分できず、売上・収益性がともに厳しくなっている。

【リサイクル卸】**【県内全域】**
古紙市況は下落傾向にある。

【青果卸売】**【千葉市】**
先月に引き続き青果物の単価が安く、売上と収益ともに厳しい状況である。また、気温も高めに推移しているため、青果物の生育が順調であり、価格の安い状況が今後も続くことが予想される。

【自動車解体】**【県内全域】**
スクラップ価格は上昇に転じてきているが、シユレツダーダスト処理問題からスクラップ問屋で、荷受けの限界が予想され、年度末の荷動きの不安が大きい。

【電気機器小売】**【県内全域】**
家電メーカーだけでなく、日本の産業に陰りが見え、今後不況になる予感がある。

【青果小売】**【千葉】**
売上は、5か月連続して、前年を割り込みそうである。青果物の入荷量は相変わらず多いが、安値が続いている。

【中古車仕入・販売】**【県内全域】**
中古自動車の流通台数の増加により、小売店舗の仕入れが活発になっっている。

【小売】**【東金】**
ファッション関連品は、春物の動きが若干あり、暖かかったり寒かったりの気候変動で全体的には若干減。日用品関連は買物で単価が上がらない状況が続いている。食品関係も、客単価が伸び悩み傾向。飲食関係は、少しずつ良い傾向になっている。全体的に3月は暖かかったので消費行動は少しだが回復している。また、組合員の資金繰りの厳しい状況が続いているとともに、人手不足で店舗運営できないところも出てきている。

【小売】**【野田】**
温暖な気候になり、来店客数が増え、各店舗に活気が出てきており、売上・客数とも、例年を上回り好調であった。

【青果小売】**【松戸】**
相変わらず景気は悪くなっている。これから、春らしくなっていくので、今後に期待したい。

【小売・サービス】**【柏】**
3月は、2月より良くなるのだ

が、今年は2月より悪く、特に客数の減少が甚だしく、理由がわからないのが不安である。

【建設揚重】**【県内全域】**
クレーンの稼働率は前月同様、高水準を継続しているが、オペレーター不足が深刻な問題である。

【遊覧船】**【鴨川】**
対前年比の売上、乗船人員は減少する見込みであるが、対前月比の売上、乗船人員は増加する見込みである。

【一般廃棄物処理】**【千葉】**
今月は、繁忙期のため、前月と比べると、景況は好転したが、前年同月比と比べると、景況は変わらない状況であった。

【学習塾】**【県内全域】**
毎年、春期講習と新入塾生の合計が、卒業生を上回る月である。ただし、各塾の内容を見ると、好調な塾と不調な塾がある。

【土木建築サービス】**【県内全域】**
景気は緩やかな回復が続けつつも、先行きに不透明感が増している。

【建設】**【県内全域】**
組合員による3月15日までの県内公共工事の落札結果は、102

件、3,907百万円となった。前年同月比では42件、2,271百万円の増加となっている。また4月から3月15日までの累計額は、2,620件、107,440百万円となり、前年度1年間の累計額2,612件、96,280百万円をすでに上回っていることから、今年度の建設工事の受注状況は順調に推移している。

【輸出入】**【県内全域】**
3月の売上は前月比と比べて不変だったが、前年同月比は増加した。



総会開催手続きのチェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

総会開催までの手続きの流れをご確認下さい。

各種届出等の書類の様式は本会ホームページからもダウンロードできますのでぜひご活用下さい。

☑	確認事項
☐	<p>①出資金の変更登記（法務局）は期限内に行っていますか？ 出資口数及び出資金総額（組合員数）の増減があれば、事業年度末日現在により、事業年度終了の日（3月決算の場合、3月31日）から4週間以内に変更登記が必要です。登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意ください。</p>
☐	<p>②「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」や事業報告書、監査報告書は法令や定款に従った記載内容となっていますか？ 決算関係書類や事業報告書、監査報告書の作成にあたっては、省令規定に基づいて「記載しなければならない科目及び項目」にご注意下さい。</p>
☐	<p>③理事会の招集手続きを法令、定款の規定に従って行っていますか？ 招集手続きについては、会日の1週間前（定款で短縮可）までに日程等を通知する必要があります。ただし、理事全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。</p>
☐	<p>④「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けましたか？ 監事は、「決算関係書類」の監査方法・内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し「決算関係書類」を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。ただし、監査が済み次第（4週間以内に）、監事が監査報告を通知することは可能。</p>
☐	<p>⑤「決算関係書類」および「事業報告書」は、通常総会の2週間前までに事務所へ備え置きましたか？</p>
☐	<p>⑥総会招集の手続きや議決は、法令、定款の規定に従って行っていますか？ 経費の賦課及び徴収方法、（定款で定めた場合は）借入金残高の最高限度額などは変更がなくても毎年議決しなければなりません。 なお、招集手続きについては、通常総会の会日の10日前（定款で短縮可）までに組合員に通知する必要があります。議案の他、開催日時・場所等会議の目的事項を示し、理事会の承認を受けた「決算関係書類」・「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。ただし、組合員全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。その場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も組合員に提供する必要はありません。</p>
☐	<p>⑦剰余金が出た場合、法令や定款に基づき必要な積み立てや繰り越しを行っていますか？ 利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金（教育情報事業を行う組合）などがあります（詳細は、次頁をご確認下さい）。</p>
☐	<p>⑧総会議事録及び理事会議事録は、法令や定款の規定に従った記載内容となっていますか？ 議事録に「出席した理事の氏名及び監事の氏名」、「議長の氏名」などを記載して下さい。</p>
☐	<p>⑨総会終了後、決算関係書類や役員変更届の提出（所管行政庁宛）、代表理事の変更の登記（法務局）は、期限内に行っていますか？ 通常総会の終了後2週間以内に、議事録を添付した決算関係書類（役員変更届、定款変更認可申請については変更があった場合）を行政庁へ提出しなければなりません。 なお、理事長が重任した場合でも変更の日から2週間以内に変更登記が必要です。登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意ください。</p>

◎詳しくは、本会設立支援部（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

～剰余金処分案の作成等について～

剰余金処分は、法および定款の定めるところにより、適正に行われていますか？

●剰余金処分案とは

剰余金処分案とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益もしくは前期繰越損失を加減した金額を処分または処理するために作成するものです（剰余金処分または損失てん補にあたっては、法および定款の定めるところにより作成しなければなりません）。

●作成上の留意点

- ①定款の定めに基づき、**利益準備金**（法定準備金）および**特別積立金**を積み立てます。
- ②事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合にあっては、**教育情報費用繰越金**（法定繰越金）を翌年に繰り越しする処理を必ず行う必要があります。
- ③当期利益（繰越損失を控除した金額）が少額であっても積み立て等を行う必要があります。

●剰余金処分案の提出

組合を所管する行政庁への提出書類の添付が法律（中協法第 105 条の 2 及び同施行規則第 187 条、団体法においては第 5 条の 23 の 6 号及び第 71 条、同法施行規則第 90 条）で義務付けられています。決算関係書類提出書の作成と提出にあたり、作成漏れ・添付漏れがないよう、ご注意ください。

●その他の留意点

剰余金の適正な処理が行われていない場合、法および定款違反となり、国や県等の施策の活用、あるいは、表彰や官公需適格組合の証明等が受けられなくなりますので、十分にご注意下さい。

〇〇協同組合	剰余金処分案		
	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
			単位：円
I 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）			
1 当期純利益金額	××		
（又は当期純損失金額）		（△××）	
2 前期繰越剰余金	××		
（又は前期繰越損失金）		（△××）	
3 過年度税効果調整額	××		×××
II 組合積立金取崩額			
1 特別積立金取崩額	××		×××
III 剰余金処分額			
1 利益準備金	××		
2 教育情報費用繰越金	××		
3 組合積立金			
特別積立金	××		
〇〇周年記念事業積立金	××		
役員退職給与積立金	××	×××	
4 出資配当金	××		
5 利用分量配当金			
共同購買事業配当金	××		
〇〇事業配当金	××	×××	×××
IV 次期繰越剰余金			×××

◎利益準備金（中協法第 58 条第 1 項）
 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1（10%）以上を利益準備金として積み立て（内部留保）しなければならない。

◎特別積立金（任意…定款規定参照）
 定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1（10%）以上を積み立て（内部留保）しなければならない。

◎教育情報費用繰越金（中協法第 58 条第 4 項）
 教育事業を実施している（定款に掲げている）組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1（5%）以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません（※商工組合、企業組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません）。
 なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する場合は、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

平成30年度 設立認可組合

多種多様な業種・業態の組合等を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の組合（事業協同組合25組合、企業組合2組合）です。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。

（敬称略・順不同）

No.	名 称	所在地	業 種	事 業	組合員数	出資金(万円)
1	首都圏軽貨物運送事業(協)	松戸市	軽貨物運送業	共同労務管理、共同購買等	4	100
2	北総異業種交流(協)	佐倉市	異業種	共同受注、共同購買	4	100
3	大網白里市水産加工(協)	大網白里市	水産加工業	共同購買、販売促進、水質検査の業務委託	14	140
4	福朋国際(協)	松戸市	建設業 縫製業	共同購買、調査・研究、共同宣伝、実習生	4	200
5	(企)We need	市川市	サービス	掃除・片付け等の生活支援サービス等	4	40
6	アクア建設企画(協)	袖ヶ浦市	建設業 リース	共同購買、共同受注	4	200
7	千葉西部建設(協)	船橋市	建設業	共同購買、共同受注	4	100
8	日越振興(協)	千葉市	異業種	共同購買	5	100
9	首都圏オートモービルメンテナンス(協)	松戸市	自動車整備業	共同購買、受注斡旋	5	100
10	ロテック(協)	千葉市	異業種	共同購買、共同宣伝	4	100
11	東日本ヒューマンリソース(協)	習志野市	異業種	共同購買、労務管理、宣伝・情報化支援、実習生	4	100
12	みのりある事業(協)	多古町	耕種農業	共同購買、共同販売	4	400
13	たくみ(協)	松戸市	建設業	共同購買、共同受注	4	100
14	木更津オーガニック(協)	木更津市	耕種農業	共同販売、共同購買、共同保管、共同宣伝	4	100
15	長生健康事業(協)	長生村	介護	共同購買、共同宣伝	4	100
16	(企)にこ	旭市	サービス	看護・介護事業	4	40
17	成田国際技研(協)	匝瑳市	異業種	共同購買、共同受注	4	100
18	サウスワン(協)	館山市	異業種	共同購買、実習生	4	200
19	DPC事業(協)	八千代市	異業種	共同受注、共同購買、翻訳・通訳サービス、実習生	4	400
20	松戸コンテンツ(協)	松戸市	ソフトウェア業他	共同受注、共同購買	4	100
21	(協)東葛獣医師会	柏市	獣医師	共同購買、夜間診療業務、共同宣伝	78	1,105
22	ABC(協)	千葉市	経営コンサル、介護	共同購買、実習生	7	301
23	京葉友好(協)	市原市	異業種	共同購買、実習生	5	121
24	グローバルリーフ(協)	千葉市	異業種	受注斡旋、共同購買、国際化支援、実習生	4	200
25	ひまわり産業振興(協)	君津市	建設業	共同受注、共同購買、実習生	4	200
26	アイ・ワールド・サポート(協)	成田市	異業種	共同購買、実習生	4	1,000
27	千葉ケアサポート(協)	いすみ市	介護	共同購買、労務管理、実習生	4	200

◎お問合せは、千葉県中小企業団体中央会 設立支援部まで (TEL 043-306-3285)

平成31年度税制改正のポイント (中小企業・小規模事業者向け)

1. 個人版事業承継税制を創設します

- ▶ 個人事業者の集中的な事業承継を促すため、10年間限定で、贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設します。

【制度の概要】

- ・適切な資産区分について、青色申告書を参考とした承継円滑化法の認定を得た事業者のみが対象。
- ・土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税の100%納税猶予制度の創設により、事業承継時の支払負担をゼロにします。
- ・既存の事業用小規模宅地特例との選択性です。

2. M&Aによる事業承継に取り組む中小企業を支援します

- ▶ 法認定を受けた事業承継ファンドの出資を受け、事業承継に取り組む中小企業が中小企業向けの設備投資関連税制を適用できるようにします。

3. 災害への事前対策強化のための支援制度を創設します

- ▶ 災害への事前対策を強化するため、防災・減災設備を取得した場合、特別償却(20%)を可能とする「中小企業防災・減災投資促進税制」を創設します。

4. 生産性向上に向けた設備投資を支援します

- ▶ 特別償却(30%)又は税額控除(7%)を受けられる中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年間延長します。
- ▶ 中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資を行った場合、即時償却又は税額控除(10%)を受けられる中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長します。併せて、働き方改革に資する設備も適用対象であることを明確化します。

5. 中小企業の経営基盤強化、研究開発を支援します

- ▶ 中小企業に適用される軽減税率(法人税を所得800万円まで、19%から15%に軽減)の適用期限を2年間延長します。
- ▶ 試験研究費の一定割合を税額控除可能とする中小企業技術基盤強化税制の適用期限を2年間延長します。



生産性向上支援訓練のご案内

生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメント、マーケティングなどあらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムにより、企業が生産性を向上させるために必要な知識等を習得する職業訓練です。

個別企業の課題に合わせてカリキュラムモデルを基にカスタマイズして訓練コース（オーダーコース）を設定し、専門的知見を有する民間機関等に委託して実施します。

- (1) 訓練実施場所 **企業の自社会議室 など**
- (2) 対象者 **事業主のからの受講指示のある方のみ**
- (3) 訓練時間数 **6時間～30時間**
- (4) 受講料（1人あたり・税別） **3,000円～6,000円**
※訓練時間によって異なる
- (5) 主な訓練分野・コース



- ・現場の課題を発見し、改善する方法を学びたい。
- ・コストの削減に取り組みたい。
- ・ITを活用して業務を効率化したい。

- ・従業員の仕事の効率化を促進したい。
- ・リスクを低減させる方法を学びたい。
- ・個人のノウハウを社内で見える化したい。

- ・顧客満足度の向上を図りたい。
- ・消費者の動向を営業に活用したい。
- ・インターネットを活用して販売促進を図りたい。

【生産・業務プロセスの改善】

- ・生産現場の問題解決
- ・品質管理基本/実践
- ・IoT活用によるビジネス展開 など

【横断的課題（組織マネジメント）】

- ・組織力強化のための管理
- ・業務効率向上のための時間管理 など

【売上げ増加】

- ・マーケティング志向の営業活動の分析と改善
- ・提案型営業手法/実践 など

「まずは試しに1～2名の従業員に訓練を受けさせたい」といった場合には…
広く受講者を募集して実施する公開型（オープンコース）の訓練も実施しています。他社の従業員と一緒にグループワークなどを行うことで、自社の強みや課題の気づきにつながります。



基礎的 IT セミナーのご案内

IT新技術の理解、表計算・文書作成等のITスキル、情報セキュリティなどの基礎的なITリテラシーに関するカリキュラムにより、企業がIT技術の進展に対応するために必要な知識・スキルを習得する職業訓練です。

地域のニーズを踏まえて公開型（オープンコース）の訓練を設定し、専門的知見を有する民間機関等に委託して実施するほか、個別企業等のオーダーに応じて実施します。

- (1) 訓練実施場所 **民間機関等のPC教室、企業の自社会議室 など**
- (2) 対象者 **事業主のからの受講指示のある方のみ**
- (3) 訓練時間数 **3時間～18時間**
- (4) 受講料（1人あたり・税別） **2,000円～5,000円**
※訓練内容や訓練時間によって異なる
- (5) 主な訓練分野・コース

訓練分類ごとの3つの目的

IT理解

世の中にどのようなITがあり、どのような機能・仕組みを有し、どのような場面で活用されているかについて理解します。

ITスキル・活用

企業・業務の課題解決に有用なITを選定し、そのITを操作して目的にかなう情報を取得・分析・表現し、課題解決につながるスキルを習得します。

IT倫理

ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識を習得します。

【IT理解】 新技術動向、業務のIT化、ネットワーク等に関するコース

- ・第4次産業革命のインパクト
- ・RPAによる業務の自動化
- ・ムダを発見するための業務とデータの流れの見える化 など

【ITスキル・活用】 表計算、データベース、ホームページ等に関するコース

- ・効率よく分析するためのデータ集計
- ・HTMLによるWebページ作成
- ・データベースソフトを活用した高度なデータ処理 など

【IT倫理】 コンプライアンス、情報セキュリティに関するコース

- ・ネット炎上とSNSの危険性
- ・社内ネットワークの情報セキュリティ対策 など

お問い合わせ



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター

ポリテクセンター千葉 生産性向上人材育成支援センター

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町274番地 TEL：043-422-4631 FAX：043-422-4768

MAIL：chiba-seisan@ieed.or.jp

ポリテクセンター千葉

